

議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議

議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会

議長 福居秀雄様

提出者 旭川市議会議員

石川厚子

能登谷 繁

賛成者 旭川市議会議員

中村みなこ

まじま 隆 英

議案第44号令和7年度旭川市一般会計予算ほか2件に対する組替え動議

令和7年度旭川市一般会計予算、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算については、次のとおり市長において組替えの上、再提出すべきである。

令和7年度旭川市一般会計予算において、物価高騰対策として福祉灯油や令和5年度学校給食費値上げ分の助成分が計上されず、公共施設のLED化が優先されており、物価高騰対策が不十分と言わざるを得ない。物価高騰下においては、公共施設を整備することより、福祉灯油や令和5年度学校給食費値上げの分の助成分など市民生活への施策が求められている。

また、令和7年度水道事業会計及び下水道事業会計において、水道料金及び下水道使用料の減免制度の見直しは、これに係るパブリックコメントに対し、157件の意見のうち、125件が反対意見であることなど、市民に対して説明責任を果たしているとは言えない。年金受給額が下がり、物価の高騰に苦しむ独居高齢者世帯、光熱水費を含む生活保護基準の引下げに苦しむ生活保護世帯など、こういった生活弱者に対して、水道料金及び下水道使用料の減免制度を縮小、廃止することは見直すべきである。

さらに、令和7年度旭川市一般会計予算においては、永山取水施設等の日本製紙株式会社及び北海道旅客鉄道株式会社の使用に係る行政財産使用料については、令和7年度分で7千431万3千円にもなり、これを全額免除することは、本市の自主財源確保や負担の公平性の立場から整合性が保たれない。

さらに、東光スポーツ公園整備費4千302万8千円及び花咲スポーツ公園再整備費4千548万4千円については、2館同時に令和12年度にオープンすることに対する財政的な裏付けが不明である。また、花咲スポーツ公園新アリーナ整備については、官民連携導入可能性調査の決定が議会に報告することなく行われたことは、議会軽視と言わざるを得ず、東光スポーツ公園整備費及び花咲スポーツ公園再整備費に係るアリーナ整備について、両方の整備が必要であるかの市民合意が形成されているとは言えない。

さらに、宿泊税については、課税ありきで進んでおり、課税額1泊200円や用途の根拠が明確にされていない。また、事業者が望む課税免除基準もなく、宿泊弱者対策が講じられておらず、事業者から要望書が提出されるなど合意形成がなされていない。

さらに、東旭川学校給食センター調理業務委託料に係る債務負担行為として令和8年度から令和10年度までの3年間で5億4千690万円を限度額として設定しようとしている。東旭

川学校給食センターの調理業務を委託しようとするものであるが、委託が優位である根拠が示されず、委託を行う過程が議会へ報告されていないことについては議会軽視である。

よって、市長においては、一般会計予算において、物価高騰対策として福祉灯油、令和5年度学校給食費の値上げ分に係る助成分を予算計上し、予算計上されている東光スポーツ公園整備費及び花咲スポーツ公園再整備費、宿泊税課税準備費、宿泊税導入準備費、東旭川学校給食センター調理業務委託料の債務負担行為を減額するよう予算を組み替え、永山取水施設等については、その使用料を計上し、また、水道事業会計及び下水道事業会計においては、水道料金及び下水道使用料の減免を据え置くための予算を計上した上で、令和7年度旭川市一般会計予算、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算を再提出すべきである。